

平成 30 年度

監査実施計画

あきる野市監査委員

平成30年度 監査実施計画

1 目的

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）により設置された独立の執行機関として、法に定められた権限に基づいて、公正不偏の立場から監査等を実施し、住民福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するものである。

本計画は、平成30年度の監査等を実施するにあたり、必要な事項を定める。

2 基本方針

平成30年度の基本方針として、地方自治法等関係法令及び都市監査基準にのっとり、次の視点で実施する。

- (1) 市の事務事業等について、財務事務だけでなく、制度や組織運営等についても、「合規性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」、「正確性」の観点から検証する。
- (2) 誤りの指摘だけでなく、その改善に重点を置く。監査等の結果による指摘・要望事項等に対する改善状況を把握し、監査等の実効性を確保する。
- (3) 事務事業の管理体制、チェック体制に着目し、内部統制が充分機能しているか検証する。
- (4) 監査等結果について、市のホームページに掲載し、広く市民への周知を図る。

3 各種監査

(1) 定期監査（法第199条第1項及び第4項）

監査対象の個別事業の中から、これまでの審査・検査等において把握した課題等を踏まえ、特に検証する必要があると思われるものについては、重点的に掘り下げて監査を実施するものとする。

ア 財務監査

対象とした部・課における財務に関する事務事業が、適切な執行体制のもとで効率的に運営され、その行政目的を達成しているか否か等を主眼として監査する。

イ 工事監査

対象工事の計画、設計、積算、施工等の各段階における技術面の適正性を主眼として監査する。

なお、事務の執行全般に関する行政監査（法第199条第2項）については、定期監査に併せて、または必要に応じて実施するものとする。

(2) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

歳計現金、歳計外現金及び基金の毎月末における各計数を確認するとともに、毎月内の出納及び現金等財産の保管・運用状況の合規性・効率性を検査する。

(3) 決算審査（法第233条第2項）

平成29年度決算について、各会計の決算計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査す

